円満相続新聞

2018年
秋号
発行者
りそなグループ

本紙は将来の円満な相続に備える皆さまへお役に立つ情報を掲載しております。

歴史からひも解く
相続今昔物語

改ざんされた遺言！秦を滅亡へと導く!?

始皇帝が遺言執行者を指定していれば秦は滅亡しなかった？

（※諸説があり、記者の個人的な考え方も含まれています。）

始皇帝による中国統一と改革

紀元前221年、39歳の秦王（しんおう）政（せい）は斉（せい）を滅ぼし、中国全土を統一した。政は従来の分国単位の行政区分を廃して郡県制を導入し、中央集権体制を整備。自身の称号も王ではなく皇帝とし、諡号（しごう、おくり名）制度を廃して自身を始皇帝、次代以降をそれぞれ「二世皇帝」、「三世皇帝」と称し、これを永久に続けるよう命じた。

これまで、周王室の分国の支配者は、生前は「魯公（ろこう）」、「斉公」などと、国名+爵位で呼ばれるが、死亡後はその事績をもとに「（晋の）文公」などの諡号を追贈される習慣があった。英明な君主であれば「文公」や「武公」、能力不足や不運な君主であれば「哀公」、「霊公」などと呼ばれるのが一般的であったが、これでは後世が死者となった君主を評価することにほかならない。甚だ僭越であると嫌ったのだろう。死後においても自分を評価することは誰にも認めない、ということだ。

また、中国全体を巨大市場として整備すべく、改革を実行した。その例として（1）度量衡や通貨の統一：経済振興のため、（2）馬車の車軸幅（現在でいう、鉄道のレールの幅）の統一：陸上輸送の効率化のため、（3）文字の統一：皇帝の命令が確実に履行されるため、などが挙げられる。

統一の翌年には、始皇帝は自分の支配する全土を訪問する、天下巡遊を開始した。一方で、首都・咸陽（かんよう、陝西省西安市の近郊）に巨大宮殿「阿房宮

（次ページへ）

コラム

大正7年（1918年）8月1日、大阪に小さな銀行が産声を上げました。大阪野村銀行、現在のりそな銀行の前身の一つです。

当時の大阪には住友銀行をはじめ、鴻池銀行、第三十四銀行、NHKの朝ドラのモデルである加島銀行など大手行7行のほかにも、数多くの銀行がありました。

創業者である野村徳七は、日露戦争前後から第1次世界大戦期にかけて株式投資で大成功をおさめました。得た資金を活用して、欧米のように真にお客さまのためになる、質の高い金融サービスを提供したいという志に燃えて、証券業や信託業を併営する銀行として設立したのです。

その後、大正14年（1925年）には証券部が野村證券株式会社として独立し、昭和2年（1927年）の金融恐慌や昭和19年（1944年）の野村信託株式会社合併、敗戦直前の創業者死去、敗戦による在外資産の喪失と財閥解体、さらには平成バブルとその後の金融危機など、あまたの試練がありました。その都度、お客さまの温かいご支援をいただき、100年の年月を数えるにいたりました。

りそなグループでは、りそなグループ行動宣言《りそなWAY》で「お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。」と宣言しています。

マイナス金利など厳しい経済環境下ではありますが、お客さまの喜びこそが私どもの喜びであることを肝に銘じ、社員一同、日々誠実に業務に精励してまいります。

想いをつなぐ、未来を形に。 Next Action RESONA GROUP

大切なご資産について、
お元気な今だからこそ、考えてみませんか。

りそなの遺言信託

遺言書の作成・保管
異動・変更のご照会
遺言の執行

遺言信託との同時申込で、さらに安心を

りそなの資産承継信託

ハートトラスト心の信託
マイトラスト未来安心図

こんなご要望にお応えします。

本人の代わりに、家族が医療費や介護費を引き出せるようにしたい
万一のとき、家族が葬儀費用などを速やかに引き出せるようにしたい
遺される家族のために、資金の管理方法を決めておきたい

お気軽に窓口にお問合せください。 ※所定の手数料を申し受けます。審査によりお申込みの意に沿えない場合がございます。埼玉りそな銀行はりそな銀行の信託代理店になります。

りそな銀行 信託代理店
りそな銀行 埼玉りそな銀行

2018年10月1日 現在

大切な人の、幸せのために。

遺言・相続

（あぼうきゅう）」を造営させ、自身が死亡した際に埋葬する陵墓、南北の物資流通を促進させるための運河、さらには北方からの異民族を防衛するため万里の長城を建築するなど、大規模な財政支出を行ったため、国民は重税に苦しんだといわれる。その原因となったのは、第三者の意見を全く聞き入れない始皇帝の独善的、強権的な政治手法（「焚書坑儒」※に代表される）だが、これは秦に対する国民の支持を失わせた。

（※（ふんしょこうじゅ）「書を燃やし、儒者を生き埋めにする」の意味）

始皇帝の死、臣下による遺言の隠ぺい・改ざん

紀元前210年、始皇帝は宰相李斯（りし）ほか諸臣と末子・胡亥（こがい）を伴って4回目の天下巡遊を開始したが、その途上、山東省で病没した。一説には、不老不死を求めて服用していた水銀が原因であったという。

始皇帝は死に際して、異民族対策として軍を率いて北方に駐在させていた長男・扶蘇（ふそ）に、急ぎ咸陽に戻って自身の葬儀を行い、帝位を承継するよう遺言を作成した。

始皇帝の死を知るのは、同行していた末子の胡亥、宰相の李斯、宦官（かんがん）の趙高、3名のみであった。李斯はなによりもまず、始皇帝の死により各地で反乱が生ずることを危惧したので、皇帝の車の回りに魚の荷車を伴走させて死臭がわからないようにするなどしてその死を秘し、咸陽に帰還してから喪を発表した。

その間、宦官の趙高は李斯に、始皇帝の遺言に従い扶蘇が二世皇帝になると、李斯は宰相を罷免されるばかりか死を賜う（死刑になる）ことになる、と吹き込み、遺言を隠ぺいして、胡亥を二世皇帝にする内容に改ざんすることを同意させた。代わりに扶蘇と、扶蘇と共に北方に駐屯していた将軍の蒙恬（もうてん）を死刑とする旨の詔書を偽造、ただちに送付した。詔書を受けた扶蘇に対して蒙恬は真偽を確認するべきと忠告したが、扶蘇はそれを退けて自殺、蒙恬は幽閉され、のちに処刑された。

秦の混乱と滅亡

二世皇帝が即位すると、始皇帝の葬儀に際して後宮にいた女性らは全員殉死させられた。また、少なくとも20名以上はいたといわれる始皇帝の子女もすべて殺された。政治の実権は宦官の趙高が握り、初めは趙高に協力していた宰相李斯も陰謀により処刑される。このころ、趙高が鹿を馬と偽って二世皇帝に献上したが、これは鹿ではないかと訝（いぶか）る二世皇帝に対して、趙高におもねる家臣らはみな、馬に間違いないと答えたという（一説では、この話が「ばか」という言葉の語源。）。

趙高による専制政治が続く中、陳勝・呉広の乱を皮切りに秦の政治に不満を持つ勢力が各地で蜂起した。項羽と劉邦により首都咸陽が攻略されるに及んでもなお、趙高は二世皇帝を殺害し、二世皇帝の甥といわれる子嬰（しえい）を三世皇帝として即位させ自身の権力を保全しようとするが、逆に子嬰により殺害された。その子嬰もわずか46日後には咸陽を占領した劉邦に降伏、一旦は生命を安堵されたが、その後咸陽に入った項羽に殺害された。こうして紀元前206年、中国を統一した秦はわずか15年ほどで滅亡した。

遺言執行者が指定された遺言であれば

始皇帝の偽造遺言で死刑にされた長男扶蘇は、始皇帝の焚書坑儒に反対して諫言（かんげん）するなど聡明な資質と温厚な性格であったと言われており、多くの臣下から将来を嘱望されていた。自身が権力を握ることを求めた趙高と、保身をはかった李斯により始皇帝の遺言は隠匿され、正当な後継者が自害に追い込まれることになった。歴史に「もしも」は禁句であるが、始皇帝の遺言が実現していたなら、始皇帝の行った各種の改革の経済効果もあり、始皇帝なきあとの秦が漢王朝の繁栄を先取りしたのではないかと思われる。

歴史年表

始皇帝が現代に生きていたとしたら

現在の法律では、遺言を保管している人、あるいは遺言者の相続開始後に遺言を発見した人は、遺言者が死亡して相続が開始されたことを知ったら、遅滞なく家庭裁判所に検認を申し立てることが義務付けられています（民法第1004条）。検認とは、遺言書の内容を相続人全員で確認するとともに発見時の状況を記録する証拠保全の手続で、遺言書の有効・無効を判定するものではありません。

また、自己が利益を得る目的で、遺言書を偽造、変造、破棄又は隠匿した人は、相続人としての地位を失います（相続の欠格、民法第891条5号）。このため、胡亥が趙高や李斯と共謀して、始皇帝の遺言書を破棄し、新たに自身を後継者とする旨の遺言を偽造したとするなら、胡亥は始皇帝の相続について欠格となり、相続を受けることはできません。

このように、現在の法律では、相続人の不法行為により遺言が無視されることが無いように、相続欠格という罰則を伴う検認という制度が導入されています。現在と同様の法制であれば始皇帝の場合でも、胡亥に対して相応の抑止力として機能したものと思います。

それでは、遺言が偽造されなかったとしても、趙高や李斯らの陰謀により扶蘇の代わりに胡亥が後継者になるような遺産分割協議がなされるリスクはあるでしょうか。

遺言が改ざんされていなければ

遺産の分割方法を指定する遺言がある場合、遺産分割は遺言により確定しているので、基本的には遺言と異なる遺産分割協議は出来ません。特に遺言執行者が指定されている場合には、相続人は遺言と異なる財産の処分をすることはできないとされています（民法第1013条）。ただし、相続は義務ではありませんので、遺言執行者が指定されていない遺言では、実務上は相続人や受遺者など全員が合意の上で、遺言と異なる遺産分割協議を行うことは可能です。

始皇帝の遺言に執行者の指定があったかどうかはわかりませんが、仮に蒙恬将軍のような実行力を伴う遺言執行者が存在すれば、歴史はまた異なる展開を示していたことでしょう。

知っているようで知らない!?
～相続《あるある》集～

記載日現在での税制等にもとづいて作成しています。
個別税務等の相談は税務署等に相談してください。

遺言書の書き方が変わったと聞きましたが、どう変わったのですか？

Aさん夫妻の場合

答え　おそらく、法改正についての質問だと思います。2018年7月に民法の改正案が可決成立して同月13日に公布されました。勘違いしないようご注意いただきたいのですが、法律の公布と施行（しこう）は異なります。相続に関する民法の変更は、公布から2年を超えない期間範囲で別途法務省が定める日より施行されることになっている（法律改正の事項により5段階に分けて施行されます。）ので、現時点（2018年10月1日現在）ではまだ法改正は適用されません。

今般の民法改正での、遺言の作成方法に関する主な変更点は、自筆証書遺言（全文を自書する方式での遺言）を作成する際に、遺言の一部を構成する「財産目録」については自筆要件が不要となることです。不動産をたくさん持っている人などの場合、そのすべてを間違えずに手書きで記載するのは大変です。今後はそれらの財産の明細についてはパソコンなどで一覧表を作成し、目録番号1番の財産は長男、2番の財産は二男、などと配分を指定していく方法で遺言を作成することが可能になります。

この法改正は、公布から6か月を経過した日から施行されますので、2019年1月12日までは適用されません。このため、それまでに遺言書を作成するのであれば、従前同様に全文を自書する必要があります。

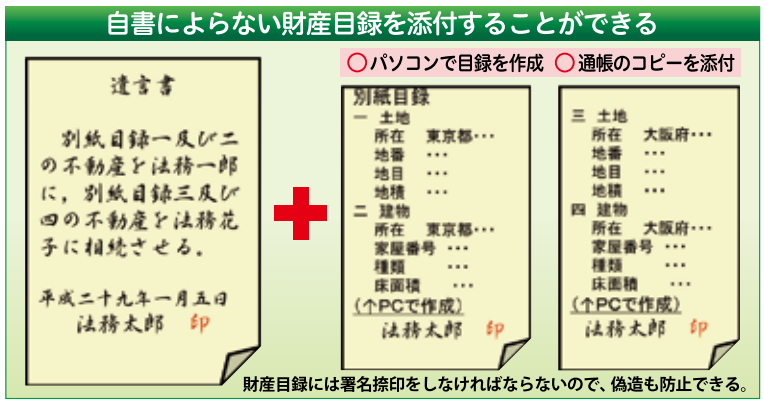

（法務省のホームページより）

また、民法とは別に「法務局における遺言書の保管等に関する法律」という法律が制定され、自筆証書遺言を法務局（登記所）で保管してもらうことができるようになります。この法律も、施行は公布から2年を超えない期間の範囲で別途法務省が定める日とされていますので、今後具体的な申請方法などが定まってくるものと思います。

相続税の税制改正により、相続税を払う人が増えていると聞きました。どのくらいの財産があると相続税を支払う必要があるのですか？

Bさんの場合

答え　相続税の計算は、課税対象となる財産の評価など複雑な問題が伴いますので、この質問に一言でお答えすることは難しいと思います。ご心配であれば、税務署や税理士にご相談いただくよう、お願いします。

簡単に言うと、課税対象となる遺産などの評価額が基礎控除額を上回ると、相続税の申告納付が必要になる可能性があります。相続税の基礎控除額は、次の算式で計算されます。

基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

例えば、配偶者と子供2人の合計3名が相続人になる場合であれば、次のように4,800万円が基礎控除額になります。

3,000万円＋600万円×3＝4,800万円

相続税の課税対象財産がこの基礎控除額を超えるかどうかが、相続税の申告納付が必要かどうかを判断する材料となります。ただし、相続税の課税対象となる財産は遺産ばかりではなく、相続人などが相続開始の3年以内に贈与を受けた財産や、死亡保険金、相続時精算課税を選択して行った贈与なども含まれます。また、不動産などのように評価が難しい財産も有りますので、重ねてになりますが具体的な相談は税務署や税理士になさるよう、お願いします。

父が亡くなって、相続手続を終え、先日相続税も納付しました。ところが、

弟が納付するはずの相続税についても支払うようにと税務署から求められました。そんなことってあるのでしょうか？

Cさんの場合

答え　弟さんもお父さまから遺産を相続したが、何らかの事情があって、自身が納付するべき相続税を納付することができないでいる、ということでしょうか。相続を受けた財産が非上場の株式など換金できない財産だけであった、或いは相続人も多額の債務を抱えており、受けた遺産を債務の返済ですべて使用してしまったなど、よんどころない事情で相続税が納付できないというケースもあるでしょう。

相続税は、相続人全員で連帯して納付する税金です。このため、相続人の中に相続税を納付しない人が発生した場合には、未納になっている相続税をほかの相続人が代わって納付することを求められます。遺産分割協議や相続税申告に際しては、この点についても理解したうえで行う必要があるものと考えます。

ご質問のケースも、おそらくは弟さんの相続税を代わって納付することが必要になると思われますが、具体的な対応については、まずは税務署や税理士にご相談いただく必要があるでしょう。

クロスワードパズルにチャレンジ

タテのカギ

1. 農作物のできないやせ地のこと。
2. ルネサンス期イタリアの政治思想家。「君主論」の著者。
3. 牛馬を放し飼いにすること。
4. 「○○○○紙背に徹する」聡明な人。
7. 不遇であること。「○○○な運命をたどった人」。
8. 動作が緩慢であること。
9. 心の広さ、器量のこと。「○○壮大な人物」。
10. 大阪野村銀行（現りそな銀行）や野村證券の設立者。
16. 秋を彩るキク科の一年草。さだまさしが山口百恵に捧げた歌のタイトル。
25. 火山の火口から吹き上がる煙のこと。
41. 夏目漱石が英語の教師として赴任した四国地方の県。
43. イノシシの肉のこと。
47. ルーブル美術館、ノートルダム寺院、エッフェル塔と言えば？
54. 街、都会のこと。
59. ラッキーであること。
62. 陸軍と○○○○。
66. 海底にできた溝のこと。ニホンウナギは「マリアナ○○○○」で産卵するらしい。
68. ピアノの詩人と言われる作曲家。女流作家ジョルジュ・サンドとの恋愛でも有名。
75. 富士五湖の一つ。近年、絶滅したとされた「クニマス」が発見されて話題になった。
81. 国会審議でよくみられる、品の無い不規則発言のこと。
90. 祭礼で引き回される車のこと。地方により「山」や「だんじり」とも呼ばれる。

ヨコのカギ

1. 牽牛と織女を隔てる川。年に一度、カササギが橋を架けるという。
7. 札幌の繁華街と言えば？
11. 小石などにより形成される堆積岩のこと。
16. 清朝：乾隆年間に曹雪芹が書いたといわれる、賈宝玉を主人公とした長編小説。「西遊記」などと共に中国四大奇書の１つにあげられる。
21. ロシアの作曲家。代表作は交響曲第６番「悲愴」、序曲「１８１２年」、「白鳥の湖」など。
34. 花崗岩などにみられる六角板状の薄い鉱物。「きらら」とも。
38. 宗門の信徒のこと。
41. 古代イスラエルの預言者。飢饉のときにカラスに養われ、また天から火を下すなどの奇跡を行い、最後は火の戦車により天に引き上げられたとされる。
45. 超能力者のこと。
53. 成長したヒツジの肉のこと。
59. 高貴な人の乗る乗り物のこと。２本の長柄により担ぐ。
61. 目を見えなくするように覆う布状のもの。または外から内側を見えないようにする囲いのこと。
68. 振る舞いのこと。「ひどい○○○をされる」。
72. 気立て、根性のこと。「食い○○がはる」、「○○っぱり」。
75. 平安時代から鎌倉時代にかけての歌人。「心なき身にもあはれは知られけり　鴫立つ沢の秋の夕暮れ」など。
81. 盆踊りで叩かれるのは何？
88. 和歌山のアドベンチャーワールドでは「ゆいひん」、上野動物園では「シャンシャン」が人気です。
91. ネズの実で香りを付けた蒸留酒。主にマティーニなどのカクテルに使われる。
94. 七夕まつりの原型とされる宮中行事。

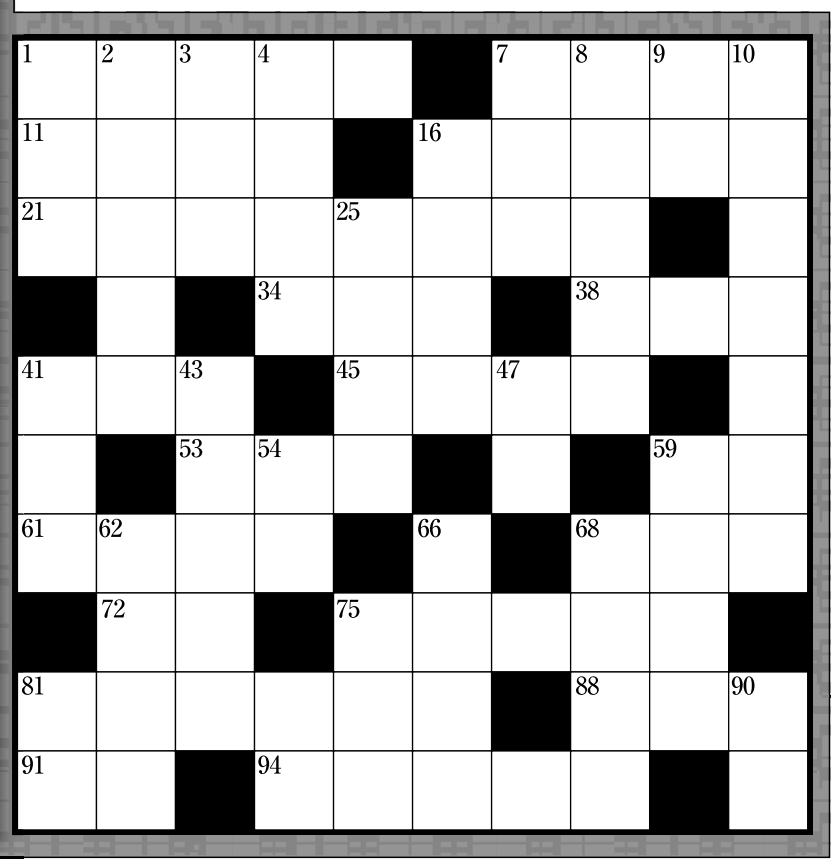

りそにゃが聞く

「介護をしたら遺産がもらえるようになるのですか？」

亡くなった人を介護した人が遺産をもらえるようになったと聞きましたが、それはどういうものでしょうか。

返答 今般の民法改正（2018年7月公布）で新たに定められた「特別寄与料」についての話ですね。実際に適用されるのは別途政令で定められる施行日（しこうび）からで、2019年7月12日までにはスタートします。施行日までにお亡くなりになった方の相続については適用されませんので、注意してください。

これまでの負担が報われるようになると思うと、介護している人にとって嬉しい話ですね。

返答 そうですね。でも実際に財産を受け取るためには高いハードルがあり、あまり手放しで喜べる話ではないかもしれません。

まず、対象となる人（「特別寄与者」といいます。）は、「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族」とされていますので、親族であることが必要です。具体的にはまず、甥とか、子どもの配偶者など、法律上で親族とされる人であることが必要です。その上で、親族であれば行って当然とされる範囲を大きく超えた、献身的な介護であり、またその貢献により亡くなった人の財産が減少することを防止したなどの経済効果があることが必要です。

法律上の親族というのはどういうことですか。

返答 法律で「親族」というのは「血族6親等・姻族3親等まで」とされています。血族というのは血がつながっている親類のこと、姻族というのは①配偶者の血族か②自身の血族の配偶者のことで、「親等」は世代の数のことです。血族6親等は、6世代前の先祖から、6世代先の子孫まで、ということですが、現実的には自身の「いとこ」の孫や「はとこ（またいとこ）」まで、または配偶者の甥姪までが親族の範囲になります。甥姪の子（血族4親等）や孫の配偶者（姻族2親等）は親族ですが、「はとこ」の子（血族7親等）や配偶者の「いとこ」（姻族4親等）などは親族に含まれません。

注意していただきたい点としては、法律上の婚姻関係にあることが必要な事です。子どもの配偶者は親族ですが、法律上の婚姻関係ではなく内縁関係の場合には親族になりません。

その上で、親族として通常行われている程度の介護の範囲を超えた献身的な介護であることが必要とされます。

なんだか、とても難しそうですね。なにか参考になるような事例はありませんか？

返答 たとえば長男の妻が献身的な介護をした、というケースでは、現在は長男の妻を「相続人である長男の補助者」として貢献を評価し、長男の「寄与分」として、長男が相続を受ける財産を加算することとされていました。そのようなケースを取り扱った裁判例はいくつかありますが、考え方としては「通常の親族間の生活支援のレベルを大きく上回る」ような介護負担を行なった期間について、その期間にヘルパーなどを依頼した場合に要した費用の一定割合（60%など）を「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与」として認める、という形ですね。

この考えが特別寄与者にも適用されるのであれば、特別寄与料は大きく見積もっても数百万円を上回ることはないと思います。

介護の負担を考えると微妙な感じですね。

返答 介護をすれば家を貰える、あるいは数千万円の財産が待っている、ということであれば積極的に介護をしてくれるかもしれません。しかし、衡平性（こうへいせい）確保という観点から介護を理由に極端な対価を認めることはできません。結局は新しい制度がスタートしても状況はあまり変わらない、というかむしろトラブルが増加するリスクがあるのではないかと危惧しています。

しかも、特別寄与料は相続人による協議により定めるとされており、実際問題として、特別寄与料を相続人に定めてもらうのは難しいと思います。協議がまとまらない場合は、家庭裁判所に申し立てることになりますが、この申し立ては相続開始を知った日から6か月以内（または相続開始後1年以内）に行う必要があります。

てっきり、介護した人が報われる良い仕組みができたと思っていましたが、問題が多いのですね。

返答 はい、手放しで歓迎できる仕組みではないと思います。せっかく新しい法制度がスタートするところではありますが、介護をしてくれた人に報いたいという気持ちがあるなら、相続人の協議による特別寄与料に頼るのではなく、やはりお礼の言葉と共にお世話になった方に財産を遺す遺言を作成することが一番ですね。

クロスワードパズルにチャレンジ 答え合わせ

1 あ	2 ま	3 の	4 が	わ	■	7 す	8 す	9 き	10 の
11 れ	き	が	ん	■	16 こ	う	ろ	う	む
21 ち	ゃ	い	こ	25 ふ	す	き	ー	■	ら
■	べ	■	34 う	ん	も	■	38 も	ん	と
41 え	り	43 や	■	45 え	す	47 ぱ	ー	■	く
ひ	■	53 ま	54 と	ん	■	り	■	59 こ	し
61 め	62 か	く	し	■	66 か	■	68 し	う	ち
■	72 い	じ	■	75 さ	い	ぎ	ょ	う	■
81 や	ぐ	ら	だ	い	こ	■	88 ぱ	ん	90 だ
91 じ	ん	■	94 き	こ	う	で	ん	■	し

想いをつなぐ、未来を形に。Next Action RESONA GROUP

土日・祝日 営業店舗 拡大中！

seven days plaza
セブンデイズプラザ

さまざまなご相談を承っております
保険 投資信託 住宅ローン
相続・遺言 iDeCo（個人型確定拠出年金） NISA

全国に駅近便利な18拠点

りそな銀行
新宿西口 しぶや いけぶくろ
上野マルイ とよす たちかわ
横浜西口 なごやえきまえ うめきた・阪急梅田
あべのハルカス KOBE ひらかた

埼玉りそな銀行
おおみや かわぐち みなみこしがや
ほんかわごえ いけぶくろ くまがや

※年末年始・ゴールデンウィーク等休業させていただく店舗がございます。また、やむを得ない事情が発生した場合は休業させていただきます。
※セブンデイズプラザは、現金のお取扱い等一般の銀行窓口業務は行っておりません。（「とよす」除く）
※各店の営業時間は、ホームページからご確認いただけます。

ご予約優先です（※一部店舗は完全予約制）
■りそな銀行 ■埼玉りそな銀行

プレミアサロン URAWA
場　所：アトレ浦和 WestArea4階
営業時間：平日/11:00~21:00　土日祝/11:00~19:00
※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます。
専任コンサルタントによる相続等の相談特化サロン
究極の「プライベート空間」
~ご予約制~
WEBでのご予約はこちら →
お電話でのご予約はこちら
Tel.048-886-8011
※プレミアサロンURAWAは、現金・為替等の一般窓口業務およびATMの設置はございません。

りそな銀行 信託代理店
りそな銀行　埼玉りそな銀行
2018年10月1日 現在